

# 犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する整理表

## 第1 損害回復・経済的支援等への取組

要望番号	要望事項	関連する現行施策	整理案	備考
1	【犯罪被害者に対する自賠償並みの保障】 犯罪被害給付制度は、最高額というだけではなく、補償の内容を自賠償並みにしてほしい。	22	A	・犯罪被害給付制度の拡充要望としてA
2	【被害者遺族の範囲拡大】 支援法では、被害者の遺族としての支給対象に、内縁の妻・夫が含まれているが、法的手続きを行っていない養子(事実上の子)については、子としての実態が存在したとしても支給対象となっていない。事実上の子ども「被害者等」に含めるように改正してほしい。	(新規)	A	
3	【胎児について人として扱うこと】 交通犯罪・事故の被害に遭った胎児の人権を認め、人として扱うこと。胎児の被害についても、加害者に刑罰を科してもらいたい。損害賠償及び保険制度においても胎児を人として認め、保障を万全にしてほしい。	(新規)	C、A	・加害者に対する厳正な対処を望む被害者の心情は理解できるものの、新たな刑罰法令を設けることは犯罪被害者等施策の範囲を超えるため、胎児の被害についての加害者への刑罰についてはC ・損害賠償については、民法においてすでに規定していることからC ・保険制度については、自動車損賠賠償保障制度における胎児補償の拡充としてA
4	【後遺障害認定基準の見直し等】 後遺障害認定基準を脳や神経の機能障害に着目したものへの見直しや、事故による流産もしくは帝王切開術に対する保障、およびその結果発生する後遺障害に対する保障について早急に整備するなど、労災保険の認定基準に準拠している現行の認定基準を抜本改定して十全な損害賠償を実現してほしい。 経済的支援と合わせ、PTSDに対する支援制度など精神的な支援を含めた被害回復の補償制度を確立してほしい。	20、21 & 2、3	A	
5	【犯罪被害給付金の入院要件の削除】 現在の犯罪被害給付金の支給要件について、3日以上入院という要件を削除してほしい。 無理して入院しない被害者もいるので、加療期間の要件だけで足りるのではないかと。	21	A	
6	【刑事裁判への被害者参加旅費】 国選の被害者参加弁護士に対しては遠距離の場合、旅費の実費支給も認められているが、参加人被害者には、何ら旅費の支給はなく、自腹となっている。そこで、少なくとも被害者の参加が認められ、資力要件を満たす被害者参加人に対して、旅費の支給をすべきである。	(新規)	A	・刑事裁判への被害者参加旅費の支給としてA (被害者国選弁護制度との整合を図る必要性は認められないので、「資力要件を満たす被害者参加人に対して」は除外)

要望番号	要望事項	関連する現行施策	整理案	備考
7	【被害者参加制度と裁判員裁判制度】 裁判員は旅費、宿泊費に日当まで支給される。犯罪被害者が裁判に参加するためには一部の自治体の取り組みを除けば、自費である。このアンバランスについても対応してほしい。	(新規)	A	・刑事裁判への被害者参加旅費の支給としてA
8	【地方居住の犯罪被害者への交通費援助】 地方在住の犯罪被害者が東京の裁判所での傍聴などを希望する場合に、交通費が支給されるよう法律を制定してほしい。	(新規)	A	・刑事裁判の傍聴のための旅費の支給としてA
9	【病院における証拠保全】 (性犯罪について)証拠物件を採取し、告訴するかどうか被害者が決断可能となるまで、それを証拠として病院で保全するような制度を整備してほしい。証拠採取は、性暴力に対応する専門教育を受けた同性の看護師、子どもの場合は専門的訓練を受けた小児科医が担当する。 また、その後、必要となる身体的ならびに精神的治療費を無料にしてほしい。治療・裁判に要する休業損害への補償をしてほしい。	(新規)	A	・男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、担当省庁を決定し、必要な記述を行う予定である。 ・被害者参加制度に参加する際の休業補償についてA
10	【損害賠償の請求についての援助】 現在、法テラスによる民事法律扶助制度の活用により、弁護士費用及び損害賠償請求費用の負担軽減が図られているが、性犯罪被害者が損害賠償請求を行う場合に、カウンセラーなどが弁護士との打ち合わせに同行したり、公判の付き添いや心理学やカウンセリングの専門家としての意見書を作成したり、証人として証言することも多く、それら費用についても被害者の負担の軽減が図られるようにしてほしい。	4	A	・損害賠償請求に伴うカウンセラー等に要する経費の公費負担としてA
11	【被害直後の緊急貸付制度創設】 自治体に対して、被害直後の緊急貸付制度の創設を義務化してほしい。	(新規)	A	・地方自治の尊重の観点から、「義務付け」はC、「地方公共団体における犯罪被害者に対する給付・貸付制度の導入促進」としてA
12	【保険賠償制度の自賠責保険への一本化】 民間保険会社は、払い渋りをするので、被害者に対する損害賠償が適正に措置されるように、保険賠償制度は国が管理する自賠責保険に一本化してほしい。	14、15	B (金融庁)	・払い渋り対策の強化としてB、自賠責への一本化についてはC
13	【給付金の迅速な支給】 犯罪被害者等給付金については、支給対象及び支給額が拡大されてきたが、実際の支給までに時間がかかり、経済的に困窮する被害者が多いことから、できるだけ短期間で給付金が支給されるように配慮してほしい。	20	B (警察庁)	

要望番号	要望事項	関連する現行施策	整理案	備考
14	【被害後の治療に対する経済的支援の拡充】 (性犯罪被害について)被害後の心身の治療に際して発生する費用の全額もしくは一部を支援する給付金等を支給してほしい。	23	B	内閣府男女共同参画局における男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、担当省庁を決定し、必要な記述を行う予定である。
15	【性犯罪被害者の緊急避妊等の要する経費の負担軽減】 性被害者に対して緊急避妊、性感染症検査に要する経費援助はなされているが、エイズ検査は対象となっていない。加害者が不特定多数と関係しているケースも多く、被害直後及び約3か月後の2回の検査の実施と公費による全額負担及び早急に安心して受けられる体制を整備してほしい。	23	B (警察庁)	
16	【初診料等の公的負担】 性犯罪に遭った際、直後に必要な初診料、検査費用、緊急避妊費用、民事裁判に必要な医師による意見書作成費用等の公的負担を全国化してほしい。	23	B (警察庁)、 A	・民事裁判に必要な医師による意見書作成費用等の公費負担についてA
17	【医療費の問題】 現在、性暴力被害者の医療費については、「犯罪被害者等支援法」による公的負担の制度はあるが上限がある。被害届を提出しない場合は被害者負担、感染症検査を希望すれば高額になる、人工妊娠中絶手術が必要になった場合はさらに高額になるなどの問題がある。これらの問題が改善されるよう公的負担を検討してほしい。	22、23	B	・男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、担当省庁を決定し、必要な記述を行う予定である。
18	【PTSDの治療費】 PTSDの治療のためのカウンセリング、認知行動療法や暴露療法について、健康保険の適用を認めてほしい。	45	B (厚労省)	
19	【住居の優先的確保】 公営住宅への優先入居については、その条件や内容が被害者のニーズにそぐわない。自治体における対策の強化と併せて改善方策を検討してほしい。	26	B (国交省)	
20	【居住の安定】 犯罪被害者だから当然に公営住宅に入居できる制度はなく、抽選で当選する割合が増加するという程度の援助にとどまる。条例で、犯罪被害者は、当然に公営住宅に入居できるという制度を採用してほしい。	26	B (国交省)	
21	【居住の安定】 加害者の追跡が厳しいDV被害者について、居住の安定は非常に大きな問題である。日本では「緊急一時保護」を保障しているだけであり、先進国並みにステップハウスといった3～5年程度安全が確保される居所を国の責任において確保してほしい。 また、緊急一時保護について、必要な被害者が全て利用できるように民間シェルターの確保を含め一時保護施設を拡大してほしい。	29、32	B	・男女共同参画基本計画の見直しの中で、DV被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、担当省庁を決定し、必要な記述を行う予定である。

要望番号	要望事項	関連する現行施策	整理案	備考
22	<p><b>【生活保護】</b> 生活保護を受けている犯罪被害者が、犯罪被害者給付金を受け取ると、その金額が収入と認定され生活保護を打ち切られる場合が予想され、多くの犯罪被害者は、生活保護の打ち切りが怖くて犯罪被害者給付金の申請をしない。 犯罪被害者の場合、自立更生のためとは限定しないで、犯罪被害者給付金の金額は、生活保護支給査定における収入認定から除外するようにしてほしい。</p>	(新規)	<p>Ⓒ A</p>	<p>・犯罪被害者等給付金に係る収入認定の取扱いについては、犯罪被害者等給付金に限らず、生活保護制度における補償金、見舞金等の取扱いに係る根本的な考え方に関わる問題であり、計画見直しの場で検討することは困難である。</p>
23	<p><b>【損害賠償債務の国による立替払い】</b> 犯罪被害者が民事裁判(付帯私訴)で、加害者に対する損害賠償命令を得たものの、加害者が支払能力を有しない場合、自動車損害賠償補償法と同等に、国が代わって補償することとしてほしい。また、過去の被害者についても遡及して救済の措置をとることと、公訴時効による未解決事件についても同様な措置をしてほしい。 また、相手が無資力で損害賠償請求をあきらめざるをえなかった者へも補償してほしい。</p>	2	C	<p>・経済的支援に関する検討会の最終取りまとめにおいて、立替払制度は、「給付制度と異なる」とされた上、犯罪等による被害について第一義的に責任を負うのは加害者であること、経済的支援は社会の連帯共助の精神に則って行うなどの理由から同制度は採用されなかったが、その結論を変更するほどの状況の変化があったとはまでは言えず、今回の見直しの対象とすることは困難である。 ただし、犯罪被害給付制度の拡充については、別途要望が寄せられていることから、検討対象とする。 遡及効についても、どこまで遡及するのか線引きが困難であるなどの理由から、前期最終取りまとめでは「新たな法制度を遡及適用することはしない」との結論が出されており、これについても変更するほどの状況の変化があったとはまでは言えず、今回の見直しの対象とすることは困難である。 ・犯罪被害給付制度は、未解決事件についても対象としている。</p>
24	<p><b>【立替払い制度等の導入】</b> 当面の資金に窮して不利益な条件での示談などに応じざるを得ない状況に追い込まれたり、被害者支援の制度を利用できないという現実を改善するために、立替制度あるいは一時貸付制度のような対策を早期に実施してほしい。</p>	2	C	<p>・経済的支援に関する検討会の最終取りまとめにおいて、立替払制度は、「給付制度と異なる」とされた上、犯罪等による被害について第一義的に責任を負うのは加害者であること、経済的支援は社会の連帯共助の精神に則って行うなどの理由から同制度は採用されなかったが、その結論を変更するほどの状況の変化があったとはまでは言えず、今回の見直しの対象とすることは困難である。 ただし、犯罪被害給付制度の拡充については、別途要望が寄せられていることから、検討対象とする。 遡及効についても、どこまで遡及するのか線引きが困難であるなどの理由から、前記最終取りまとめでは「新たな法制度を遡及適用することはしない」との結論が出されており、これについても変更するほどの状況の変化があったとはまでは言えず、今回の見直しの対象とすることは困難である。 ・現行計画において、すでに犯罪被害給付制度の迅速な裁定等犯罪被害給付制度の運用改善が盛り込まれている。</p>

要望番号	要望事項	関連する現行施策	整理案	備考
25	<p>【被害賠償等】</p> <p>被害者省を新たに作り、被害者の経済的損失を事件直後から全ての窓口になり、一旦立て替え払いをする。加害者に請求すべきものは、確定後に請求をし、加害者の支払い能力がない場合は、政府が犯罪被害者給付金をはじめ、新たな福祉的給付制度を作ってこれに対応してほしい。</p>	2	C	<p>・経済的支援に関する検討会の最終取りまとめにおいて、立替払制度は、「給付制度と異なる」とされた上、犯罪等による被害について第一義的に責任を負うのは加害者であること、経済的支援は社会の連帯共助の精神に則って行うなどの理由から同制度は採用されなかったが、その結論を変更するほどの状況の変化があったとはまでは言えず、今回の見直しの対象とすることは困難である。</p> <p>ただし、犯罪被害者給付制度の拡充については、別途要望が寄せられていることから、検討対象とする。</p> <p>遡及効についても、どこまで遡及するのか線引きが困難であるなどの理由から、前記最終取りまとめでは「新たな法制度を遡及適用することはしない」との結論が出されており、これについても変更するほどの状況の変化があったとはまでは言えず、今回の見直しの対象とすることは困難である。</p>
26	<p>【給付金の遡及適用】</p> <p>救済の必要性については、改正前の被害者も改正後の被害者も同様であることから、適用を遡及的に認めてほしい。</p>	22	C	<p>・遡及効については、どこまで遡及するのか線引きが困難であるなどの理由から、前記最終取りまとめでは「新たな法制度を遡及適用することはしない」との結論が出されており、これについても変更するほどの状況の変化があったとはまでは言えず、今回の見直しの対象とすることは困難である。</p>
27	<p>【国による養育費の立替払い】</p> <p>DV被害者については、事件化が困難で損害賠償になじまない。DV被害者については加害者が養育費を支払わない事例も多く、養育費の支払いが復縁を迫る根拠とされることから、養育費について、国が立替払いをする制度を整備してほしい。</p>	(新規)	C	<p>・母子家庭の経済的困窮の救済方策は福祉制度の制度設計に関わり、犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであり、見直しの場で検討することは難しい。</p>
28	<p>【犯罪被害者等給付金の改定】</p> <p>犯罪被害者等給付金の支給要件を変更一性暴力被害については入通院要件を廃止し、「性暴力被害に遭った」ことで給付金が受給できるようにしてほしい。</p>	(新規)	C	<p>・性犯罪被害者に対する救済策は、現金給付よりも、相談窓口の充実等を優先して検討の対象とするのが適当である。なお、相談窓口の充実等の性犯罪被害者の支援の充実については、内閣府男女共同参画局における男女共同参画基本計画の見直しの中で検討が進められている。</p>
29	<p>【犯罪被害給付制度の海外における邦人被害者への適用】</p> <p>自助の精神から、海外で被害に遭った邦人に対して、犯罪被害給付制度を適用してほしい。なお、被害にあった国における補償を受けた場合には救済は受けられないものとしてよい。</p>	22	C	<p>・海外での犯罪被害にも給付が可能である(財)犯罪被害救援基金による支援金支給事業の運用状況を踏まえて検討する必要があることから、現時点でその推移を見守るのが適当と思われる。</p>
30	<p>【税制上の措置】</p> <p>海外で支払われる補償金等については、「支援法」第18条(公課の禁止)を準用し、課税対象外とすることを明記してほしい。</p>	(新規)	C	<p>・一定の見舞金や損害賠償金等については、所得税法第9条第1項第16号により非課税とされる。外国政府等から支払われる補償金等が、同号の見舞金等に当たるかどうかは、その補償金等の性質等により個別に判断されており、現行法の下でも適切な対応が可能である。</p>

要望番号	要望事項	関連する現行施策	整理案	備考
31	<p>【人身取引被害者を犯罪被害給付制度の対象に】</p> <p>人身取引被害者は、身体的被害のみならず深刻な心理的ないし精神的被害を被っている場合が多く、また、外国籍の人身取引被害者は、欺罔や脆弱性につけ込まれる等の手段により、かつ我が国に需要があるからこそ日本に移送されて来たのであって、単なる一時的滞在の外国人とは事情が異なることから、犯罪被害給付制度の対象としてほしい。</p>	(新規)	C	<p>・一時滞在の外国人にも給付が可能である(財)犯罪被害救援基金による支援金支給事業の運用状況を踏まえて検討する必要があることから、現時点では、その推移を見守るのが適当と思われる。</p>
32	<p>【国の財源による人身取引被害者の民事法律扶助制度の利用】</p> <p>現在、民事法律扶助制度を利用できる外国人は「我が国に住所を有し適法に在留する者」に限られている。人身取引の被害者は、「我が国に住所を有する」とは認められないことが多く、制度を利用することができない。国が財源と運営に責任をもった民事法律援助制度の利用を第一義的に可能としてほしい。</p>	4	C	<p>・住所が定まらない場合であっても、そのことにやむを得ないと認められる理由があり、かつ、日本司法支援センターの地方事務所や事件を受任する弁護士等との間で確実な連絡方法を確保することができるかと判断されるときには、民事法律援助の利用も可能である。</p>
33	<p>【被害者への賠償金の供託等】</p> <p>被害者が賠償金の受取りを拒否した場合、加害者が供託する例があるが、刑事裁判終了後に加害者が取り戻しをしている。このような場合には、被害者の承諾を必要とする制度としてほしい。また、賠償金の分割払いの約束が確実に実行されるような制度としてほしい。</p>	(新規)	C	<p>・供託制度及び民事執行全体に関わる問題であり、見直しの場で検討することは困難である。</p>
34	<p>【民事裁判における尋問の規定の整備】</p> <p>12歳程度の少年の目撃調書には、警察の誘導の傾向があり、事実を述べたとは言えない状況があるにもかかわらず、民事裁判では本人に尋問できないため、真実が明らかになりにくい。被害者側は事実を反映しない過失相殺を受けがちである。このような場合に、目撃者に尋問できる規定を整備してほしい。</p>	(新規)	C	<p>・現行法においても、少年の証人尋問は可能である上、証人となった者は証人尋問に応じる義務がある(民事訴訟法第190条)。</p>
35	<p>【雇用の安定】</p> <p>加害者の追跡が厳しく、住民票も移せず、通称名で生活せざるを得ないことも多いDV被害者の雇用を進めるため、住所を明らかにしなくても雇用可能な理解ある事業主を登録する制度を設けるなど雇用の拡大を図るようにしてほしい。</p>	(新規)	C	<p>・事業主側にも誰を雇用するかを選定する自由があることや労災制度との関係など雇用関係全体に関わるテーマであり、犯罪被害者施策の枠内に止まらない。なお、現状においても、DV被害者に対する職業相談等の就労支援が行われている。</p>
36	<p>【雇用の安定】</p> <p>1 基本計画に「被害回復のための休暇制度」については盛り込まれているが、さらに拡大して、転勤や単身赴任などに関しても、犯罪被害者等に対する理解を最優先するよう各企業に対して指導してほしい。</p>	42	C	<p>・労働契約に関するルールの在り方全体に関わる話であるため、犯罪被害者等施策の枠内にとどまらず、計画見直しの場で検討することは困難である。</p>
37	<p>【雇用の安定】</p> <p>2 各犯罪の予防、被害者対策などを担当する行政機関の部署に「犯罪被害者採用枠」として、積極的に犯罪被害者等を採用する制度を検討してほしい。</p>	35	C	<p>・犯罪被害者の就労については、行政機関だけでなく広く一般企業を念頭において、被害者の能力や適性を生かせる職場に就労できるようにすることが必要であり、現行施策(公共職業安定所におけるきめ細かな就労支援の適正な実施)により対応可能である。</p> <p>なお、被害経験者からの支援が被害者にとって効果的な場合も多いものとは思われるが、提案のような制度を設けることは、「経験した者でなければ、被害者の心情を理解した支援ができない。被害者支援は被害経験者が行うもの。」といった被害経験のない者による支援を軽視する風潮につながりかねないことが懸念される。</p>

要望番号	要望事項	関連する 現行施策	整理案	備考
38	<p>【女性専用の職場を】 性犯罪の被害者は、男性がいるだけで怖くて働くことができない人もいます。協力する企業に国が助成金を払うなどして、性犯罪、セクハラ等に配慮した女性専用の職場を各県に作ってほしい。</p>	(新規)	C	<p>・性別による就労制限がどこまで許されるかという、男女共同参画や雇用のあり方等に関わるテーマであり、犯罪被害者等施策の枠内に止まらない。</p>